

エーザイ健康保険組合公告第898号

令和7年11月1日

エーザイ健康保険組合

理事長 眞鍋裕人

公告

規約の一部変更について

規約の一部変更について、令和7年7月31日に開催された第178回組合会にて承認され、令和7年9月30日付で関東信越厚生局長の認可を得たので公告する。なお、変更内容は添付資料の通りであり、第5条、第9条については次期総選挙の日から、他については令和7年11月1日から施行する。

以上

規約変更書

エーザイ健康保険組合の規約の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(議員の定数) 第5条 この組合の組合会の議員の定数は、 <u>20人</u> とする。	(議員の定数) 第5条 この組合の組合会の議員の定数は、 <u>18人</u> とする。
(互選議員の議員数) 第9条 選挙する互選議員の数は、 <u>10人</u> とする。	(互選議員の議員数) 第9条 選挙する互選議員の数は、 <u>9人</u> とする。
(理事の定数) 第26条 この組合の理事の定数は、 <u>8人</u> とする。	(理事の定数) 第26条 この組合の理事の定数は、 <u>6人</u> とする。
附則（施行期日） この規約は <u>令和7年11月1日</u> から施行する。 但し、第5条、第9条および第26条の規定は次期総選挙の日から施行する。	附則（施行期日） この規約は <u>令和6年9月1日</u> から施行する。 但し、第5条、第9条および第26条の規定は次期総選挙の日から施行する。

備考：今回変更する規定は第5条、第9条および第26条のみである。

しかし、改正日を明示するため上記のとおり記載したい。